

●遊遊保険 ホールインワン・アルバトロス費用 保険金請求手続きについて

いつも大成有楽不動産をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

このたびのホールインワン・アルバトロスご達成、おめでとうございます。

つきましては、ゴルフ保険の保険金請求手続きについて以下の通りご案内いたします。

なお、ご不明な点などがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

保険金お支払の対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドすることをいいます。

<ご注意>

キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払い対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときに限り、お支払の対象となります。

① ゴルフ場の使用人が目撃（注）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

② ゴルフ場が主催または共催する公式競技において、参加者または競技委員が目撃（注）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

③ ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフアの個別確認等が可能なもので、第1打からホールに入るまで連続した映像のものに限る）が提出できる場合

④ 同伴競技者以外の第三者が目撃（注）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

※第三者とは具体的に前または後ろの組のプレーヤー、ゴルフ場に入入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者などをいいます。

（注）目撃とは、打ったボールがホールに入ることをその場で確認することをいいます。（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。）

① ご請求手続きの流れ（一般的な流れ）

1. 「ホールインワン・アルバトロス達成通知票」をご記入・ご入力のうえ、大成有楽不動産(株)保険部へお送りください。
2. 後日、引受幹事保険会社の損保ジャパン社より、保険金請求書類一式がご指定の送付先に郵送されます。
※2週間以上経過しても請求書類がお手元に届かない場合は、大成有楽不動産(株)保険部までご連絡ください。
3. 請求書類の提出時期、必要書類等の保険金請求に関するご質問は、損保ジャパン社にご確認ください。
4. 保険金請求書と必要書類は、同封された返信用封筒で損保ジャパン社にご返送ください。
5. 保険会社よりお客様のご指定口座へ認定された保険金が振り込まれます。

② 後日損保ジャパン社へご提出いただく書類 ※大成有楽不動産への送付は不要です

- ・保険金請求書
- ・ホールインワンまたはアルバトロス証明書
→ 同伴競技者1名、同伴キャディ1名、ゴルフ場の責任者のご署名・ご捺印が必要です。
同伴キャディがない場合は上記枠内の<ご注意>①～④のいずれかが必要となります。
- ・スコアカードのコピー
- ・費用の領収証
→ 宛先は被保険者（達成者）名のものに限ります。
但し書には「ホールインワン（アルバトロス）達成記念として」という記載が必要です。
贈答品は物品名の明記をお願いいたします。

③ ご請求にあたってのご注意

- ・「ホールインワン・アルバトロス達成通知票」は速やかに大成有楽不動産へご提出ください。
- ・支払いの対象となる費用は以下のとおりです。
 - 贈呈用記念品購入費用 → 現金及びこれに準じる商品券等は対象外です。
 - 祝賀会費用 → ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会が対象です。
※祝賀会としてゴルフ競技を行う場合は、上記の期間に関わらず事前にその行う時期について損保ジャパン社に告げ、損保ジャパン社が認めた場合は、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内の開催が対象となります。
 - 記念植樹費用 など

<お問い合わせ先> 大成有楽不動産株式会社 保険部 グループ保険セレクト担当
〒104-8330 TEL : 050-1807-5622
東京都中央区京橋3-13-1 FAX : 03-3564-0798